

九防企地第5757号
令和4年6月24日

鹿屋市長
中西 茂 殿

九州防衛局長
伊藤 哲也
(公印省略)

米軍無人機の一時展開に関する質問書について (回答)

貴職におかれましては、平素より、防衛行政に対しご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、鹿政第113号（令和4年6月16日）により要望された標記について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

添付書類：別紙

米軍無人機の一時的展開に関する質問書に対する回答

1. 現地調査結果について

Q 1. 地理的要因や自衛隊との連携強化の重要性などから鹿屋基地が最適とのことだったが、宿泊や食事などについては、何に基づいて可能とされましたか。

- 宿泊・食事については、展開する米軍関係者が150～200名程度であること等を考慮した上で、鹿屋航空基地において、米軍による一時的展開に必要な要員に対する宿泊・食事の提供はできないことを確認しました。
- 宿泊については、鹿屋市内の宿泊施設（ホテル）を調査し、一部ホテルの実際の部屋や、各ホテルの空き状況を確認した上で、鹿屋市内のホテルにおいて米軍による一時的展開に必要な要員に対する宿泊の確保が可能であることを確認しました。
- 食事については、鹿屋市内の飲食業者を調査し、一部飲食業者による供給能力や配達への対応可能性を確認した上で、鹿屋市内の飲食業者において米軍による一時的展開に必要な要員に対する食事の確保が可能であることを確認しました。

Q 2. 医療については、どのような調査を行い、結果はどうでしたか。

- 現地調査においては、鹿屋航空基地の診療所の設備を確認しました。また、鹿屋航空基地周辺に、米軍関係者向けの医療保険である「トライケア」に対応した医療施設が複数あることを確認しています。

Q 3. 基地内では、一時的展開に必要な米軍関係者に対する宿泊や食事の提供が出来ないことを確認したとのことですが、米側に対して基地内に仮設住宅などで居住できないか働き掛けましたか。また、どのような理由で宿泊や食事の提供ができないことを確認したのか内容を教えてください。

- 宿泊・食事については、展開する米軍関係者が150～200名程度であること等を考慮した上で、鹿屋航空基地において、米軍による一時的展開に必要な要員に対する宿泊・食事の提供はできないことを確認しました。
- その上で、現地調査において、鹿屋航空基地周辺に、十分な数の宿泊施設が存在することが確認できたことから、米軍関係者は全員基地の外の宿泊施設に滞在することとしたいと考えています。

- 一時展開の期間が1年間に限定されていることや、鹿屋航空基地内に150～200名程度という規模の仮設住宅を整備するスペースを確保することが必要となること、また、基地周辺の宿泊施設の状況等を踏まえ、基地内に150～200名程度の米軍関係者を生活させるための仮設住宅を整備するのではなく、鹿屋航空基地周辺に所在する十分な数の宿泊施設を利用させていただきたいと考えています。

2. 一時展開の内容について

Q 1. 東シナ海を中心に行われる情報収集は、1年間で終わるものではなく恒常的に行われることが一般的と考えられます。今後、自衛隊の三沢基地に無人機MQ-4が配備される予定と聞いており、今回の鹿屋での無人機による情報収集も、1年間の一時展開で終わらず、自衛隊に技術移転を見据えての一時展開とも捉えられますが、そのような計画がありますか。

- 今般の一時展開の期間については、情報収集活動を行う米軍のMQ-9の運用が開始されてから、1年間であることを日米間で確認しています。
- 他方で、情報収集のための米軍無人機が、海上自衛隊の航空基地に展開されることとなれば、情報収集という同様の任務を有する海上自衛隊との間で、現場レベルを含めた連携が促進され、日米同盟の情報収集能力の一層の強化につながるものと考えています。
- また、情報収集能力を強化するための取組としては、今般の一時展開だけでなく、自衛隊による無人機の導入を含めた我が国自身の能力強化も当然含まれます。具体的には、航空自衛隊において、滞空型無人機グローバル・ホークの配備を本年3月から進めているほか、海上自衛隊においても本年度予算に滞空型無人機の試験的運用の事業を計上したところです。

Q 2. 一時展開の期間が1年間と限定された理由は何ですか。また、延長する場合がありますか。

- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、情報収集能力を含む日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、防衛省においては、平素から米側との間で様々な議論を行っています。
- そうした中、同盟の情報収集能力を向上させる一環として、MQ-9の日本への一時展開について、日米間で検討してきたところですが、日米間のやり取りの詳細については、米側との関係もあり、お答えできないことをご理解ください。
- いずれにしましても、展開期間は、情報収集活動を行う米軍のMQ-9の運用が開始されてから1年間であり、日本における運用が一時的なものであることを日米間で確認しています。

Q 3. 1年間とはいつからカウントされることになりますか。

- 情報収集活動を行う米軍のMQ-9の運用が開始されてから1年間となります。

Q 4. 一時展開開始の7月頃は変更できない決定事項ですか。

- 一層厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境を鑑みれば、できるだけ早期に一時展開を開始したいと考えており、7月以降運用に必要な準備を行い、その準備が整い次第、運用を開始したいと考えています。

Q 5. 飛行ルートは市街地上空ルートが含まれていますか。KC-130の時のように場周経路のルートや騒音予測コンター図を示す考えはありませんか。

- MQ-9は、我が国周辺海域での情報収集活動のため、離陸後すぐに任務エリアに向かい、大半の時間を洋上で活動します。そのため、MQ-9の基地周辺の飛行は、基本的に離着陸時です。
- これ以上の詳細については、情報収集活動の特性上、お答えできないことをご理解ください。
- MQ-9の騒音については、鹿屋航空基地で運用しているP-1哨戒機や民間旅客機（ボーイング737）と比較して小さいことから騒音予測コンター図を示すことは現時点において考えておりませんが、これまでどおり騒音測定を行い、騒音の状況を注視してまいります。

Q 6. MQ-9は昼夜問わず飛行しますか。同時に何機、飛行しますか。また、機数が増える可能性はありますか。

- MQ-9は、東シナ海を中心とする、我が国周辺海域において、複数の機体を連続的に運用することで、切れ目の無い情報収集活動を行います。そのため、夜間においても離発着する必要があります。このことは、警戒監視という重要な任務のために、海上自衛隊のP-1哨戒機が昼夜問わずに離発着を行っていることと同様です。

- MQ-9のような無人機は、有人機と比べて、長時間にわたって継続的な情報収集ができるのが特徴です。そのため、昼夜を問わずに継続し続ける任務であっても、現場で情報収集活動を行う機体を頻繁に交代する必要はありません。鹿屋航空基地における実際のMQ-9の離発着の具体的な回数は、その時々状況にもよりますが、例えば、夜間に繰り返し離着陸したり、同時に何機も飛び立ったりするような頻繁な離発着は想定していません。
- また、機数については、機体の故障等、やむを得ない場合を除き、展開期間中に、ご提示させていただいた機数から増える計画はありません。

Q7. 今後、どのようなスケジュールで進めようとしているのですか。具体的な時期は、いつですか。

- ・ MQ-9のデモフライトの時期、内容
- ・ 日本及び日米間での手続きの時期、内容

- 今回のMQ-9の鹿屋航空基地への一時展開に際した具体的な手続の内容については調整中ですが、7月以降運用に必要な準備を行い、その準備が整い次第、運用を開始したいと考えています。
- MQ-9のデモフライトにつきましては、米軍におけるMQ-9の運用を考えると、現時点では、鹿屋航空基地にてデモフライトを行うことは難しいと考えております。
- いずれにせよ、防衛省としては、できる限り丁寧な対応をさせていただく考えです。

Q8. 一時展開は訓練とは異なるため、飛行情報等を把握することは難しいと思いますが、飛行回数や期日など、どのような頻度で情報を公開されますか。

- MQ-9の具体的な飛行回数や期日等については、米軍の運用に関わる内容であるため、お答えできないことをご理解ください。

Q 9. 操縦は具体的にどのように行うのですか。

- ・ 機体 1 機の操縦に必要な人数及び隊員の具体的な役割
- ・ 操縦者と機体の距離（遠隔操縦の範囲）
- ・ 運行中の機体の現在地・作動状況の把握方法 等

○ 鹿屋航空基地に一時展開するMQ-9は、離着陸時は鹿屋航空基地に所在する米軍の機体操作要員（パイロット）が、地上に設置される、機体の操縦を行うための設備から操縦をします。また、離陸後は基地から一定距離を飛行した段階で、地上からの無線通信から衛星通信に切り替わり、日本国外の施設に所在する米軍の機体操作要員（パイロット）が操縦します。

○ これ以上の詳細については、米軍の運用に関わる内容であるため、お答えできないことをご理解ください。

Q10. 整備はどのように行いますか。（機体 1 機の整備に必要な人数及び隊員の具体的な役割 等）

○ MQ-9の整備は鹿屋航空基地内にて行いますが、その詳細については、米軍の運用に関わる内容であるため、お答えできないことをご理解ください。

Q11. 米軍関係者約 150～200 名とのことですが、軍人と軍属のそれぞれの人数の内訳が分かりますか。

○ 展開する米軍関係者には、機体操作要員（パイロット）や整備要員、後方支援要員、医療担当、憲兵等が含まれます。また、軍人のみならず、軍属も含まれますが、その内訳については、米軍の運用に関わる内容であるため、お答えできないことをご理解ください。

Q12. 米軍関係者は、同一人物が 1 年間、滞在しますか。または、交代で滞在しますか。

○ 展開する米軍関係者の大部分は 1 年間の展開期間を通じて鹿屋に滞在しますが、一部の米軍関係者については途中で交代することもあります。

Q13. 宿泊施設等の民間事業者には、今後、どのように予約などの連絡を伝えますか。

○ 宿泊施設等の予約等の手続については、今後決まっていくこととなります。

Q14. 市内の宿泊施設に宿泊するとのことですが、空き家を活用した宿泊の考えはないですか。

- 現地調査において、鹿屋航空基地周辺に、十分な数の宿泊施設が存在することが確認できたことから、米軍関係者は全員基地の外の宿泊施設に滞在することとしたいと考えています。

Q15. 一時展開とのことですが、米軍が共同使用する基地になるのですか。

- MQ-9が一時展開する場合、米軍が鹿屋航空基地の一部を共同使用することになりますが、このような共同使用は一時展開の期間中に限られます。
- なお、一般に、米軍が自衛隊の施設・区域を一定の期間を区切って使用する場合には、日米地位協定第2条4（b）の規定に基づき、必要な手続をとっておりますが、今回のMQ-9の鹿屋航空基地への一時展開に際しての手続については調整中です。

Q16. 基地内に一時的でも米軍施設を作ると、日米地位協定との関係はどうなりますか。

- 一般に、米軍が自衛隊の施設・区域を一定の期間を区切って使用する場合には、日米地位協定第2条4（b）の規定に基づき、必要な手続をとることとなります。

Q17. 米軍関係者の家族が来ることはないですか。

- 一時的な展開であり、米軍関係者は家族を帯同しません。

Q18. 馬毛島でMQ-9の展開は考えていないですか。

- 現時点で、馬毛島にMQ-9を展開する計画はありません。

Q19. トラブルの発生防止には、ストレス対策が大事であると考えられます。米軍関係者の中に心身の健康を診る医療従事者（ドクター、カウンセラー等）の関係者がいますか。また、生活面の指導、管理監督の体制がありますか。

- 展開する米軍関係者には、米軍関係者のストレス管理に対応する医療担当（衛生兵等）が含まれます。

- また米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。

Q20. 鹿屋基地所属のP1の役割は哨戒なので、MQ-9の一時展開は必要ないのではないですか。

- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国及び日米同盟にとって、我が国周辺地域における情報収集能力の強化は、我が国の防衛上の深刻かつ喫緊の課題であり、そのためにできることは何か、柔軟な考え方をもってあらゆる方策を検討する必要があると考えています。
- ご指摘のとおり、鹿屋航空基地所属の海自P-1哨戒機も、日々情報収集活動に従事していますが、厳しさを増す周辺情勢にあつて、P-1に加え、米軍のMQ-9が情報収集活動を行うことは、極めて有益です。
- さらに、情報収集のための米軍無人機が、海上自衛隊の航空基地に展開されることとなれば、情報収集という同様の任務を有する海上自衛隊との間で、現場レベルを含めた連携が促進され、日米同盟の情報収集能力の一層の強化につながるものと考えています。

Q21. 鹿屋基地の隊員がMQ-9の操縦を習うことはありますか。

- 鹿屋航空基地の海自隊員が、米軍からMQ-9の操縦を習うことは想定しておりません。
- 一方で、情報収集のための米軍無人機が、海上自衛隊の航空基地に展開されることとなれば、情報収集という同様の任務を有する海上自衛隊との間で、現場レベルを含めた連携が促進され、日米同盟の情報収集能力の一層の強化につながるものと考えています。

Q22. 恒久的な施設は作らないとのことですが、一時的に作る施設とは、どのようなものですか。その整備に要する時間は、どれくらいですか。

- 運用に必要な一時的な施設として、MQ-9を操縦するための地上操縦施設や移動式アンテナなどを一時的に設置することを考えています。
- これらについては、情報収集活動を行う米軍のMQ-9の運用開始までに、設置したいと考えています。

3. 市民の安全確保について

Q 1. 公務外の行動規制や行動を把握する体制がありますか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍人については、他の在日米軍人と同様、基地外での活動を行うにあたっての事前研修や外出制限等の内容を含んだ「在日米軍の勤務時間外行動の指針（リバティ制度）」に服することとなります。
- その上で、米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。
- 防衛省として、地元と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に現地連絡所を設置し、通訳要員を含めた職員を配置します。お困り事やご不安な点があれば、現地連絡所にご相談いただくことを想定しています。

Q 2. 事件や事故が発生した時に公務中か公務外の判断は、どこがしますか。

- 日米地位協定第18条に基づく損害賠償における公務上又は公務外の判断については、損害賠償手続の過程において、日米間の協議により判断がなされます。

Q 3. 公務中、公務外の事件や事故のそれぞれの対応について、事件事後後の対応が、どのような流れになるのか詳しく説明して欲しい。

- 防衛省として、地域と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に設置する現地連絡所に通訳要員を含めた職員を配置するとともに、事件・事故が発生した場合などでも、24時間電話連絡等がとれる体制をとり、しっかりと対応していく考えです。
- また、万が一、米軍関係者による事件・事故が発生した場合には、米側からの情報収集に努めるとともに、関係自治体等への情報提供に努めるほか、米側に適切な対応をとるよう求めるなど適切に対応してまいります。

○ なお、米軍関係者との事件・事故に遭われた方又は目撃された方は、一般の事件・事故と同様にまずは警察に通報して下さい。日本側の当局が、関連法令に基づき、米側当局と協力しつつ、所要の捜査や逮捕を実施します。

○ 公務上の事件・事故に伴う損害賠償は、日米地位協定第18条第5項及び民事特別法の規定により国が賠償責任を負うこととされており、被害者は国に対して請求書を提出していただくことになります。

公務外の事件・事故に伴う損害賠償は、原則として加害者が責任を負い、当事者間の示談により解決を図ることとなりますが、示談が困難な場合は、日米地位協定第18条第6項の規定により、被害者は国に対して請求書を提出していただくことになります。

詳しくは、九州防衛局ホームページの「損害賠償手続の御案内」に掲載しております。

また、手続等でご不明な点があれば、九州防衛局管理部業務課までお問合せください。

Q 4. 公務中に発生した事件や事故は、どのようなものがありますか。また、日本側の捜査はできませんか。

○ 米軍関係者による公務中の事件・事故には交通事故等がありますが、事件・事故を起こした場合は、日本側の当局が、関係法令に基づき、米側当局と協力しつつ、所要の捜査や逮捕を実施します。

Q 5. 凶悪な犯罪であれば、起訴前に日本側に引き渡しを行うよう、運用が改善されているとのことですが、日米地位協定第17条の3で米側に優先的裁判権があることになっています。日米地位協定を見直すことは、できませんか。

○ 日米地位協定について様々なご意見があることは承知していますが、日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。

○ 今後とも、目に見える取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく考えです。

Q 6. 小さな事件や事故でも、速やかな情報提供が必要だと思いますが、どのような手法で行われますか。

- 米軍関係者による事件・事故が発生した場合には、防衛省として、米側からの情報収集に努めるとともに、電話等により関係自治体等に対し速やかな情報提供に努めてまいります

Q 7. 米軍関係者の勤務時間や休日など勤務体制は、どのようになりますか。

- MQ-9は情報収集のため、昼夜を問わず、平日も休日も24時間連続で運用されます。
- そのため、米軍関係者は、シフト制の下、24時間体制で勤務します。

Q 8. 宿泊先から基地への移動手段はどうなりますか。米軍関係者の通勤手段として、専用のマイクロバスを運行させられませんか。

- 米軍関係者は、他の在日米軍施設・区域における場合と同様に、公共交通機関、公用車両及びレンタカーを利用することが想定されますが、米側の勤務態勢等も踏まえ調整してまいります。

Q 9. MP（ミリタリーポリス／憲兵）を配置して、基地外のパトロールを実施できないですか。

- 今般、一時展開する米軍関係者の中には、憲兵がいます。憲兵は、米軍内部の秩序維持を任務とし、米軍関係者が規則に則り適切に任務を遂行しているかについても確認を行うとともに、公務時間外においても、米軍人がリバティ制度に則り適切に行動しているかどうか確認を行いますが、基地外でパトロールを実施することはありません。
- なお、基地外の法執行活動は基本的に日本側において行われます。また、パトロールにつきましても、防衛省が鹿屋航空基地内に設置する現地連絡所の職員等による、市内の繁華街を中心とした夜間の巡回パトロールの実施を計画しています。今後、具体的な米側の勤務態勢を踏まえながら地元と相談しつつ柔軟に進めてまいりたいと考えておりますが、現段階においては、巡回要員として現地連絡所の職員及び地元の事情に明るい非常勤職員を雇用し、2班（4名）体制での実施を計画しているところです。

Q10. リバティ制度では、事前研修や飲酒制限、外出時間制限などの行動指針が示されていますが、詳しい内容を教えてください。

- リバティ制度については、在日米軍が自主的措置として設けた勤務時間外行動の指針であり、日本国内に所在し活動している全ての軍人に適用されます。
- 具体的には、
 - ① 日本についての教育や責任ある飲酒に関する研修の実施、
 - ② 在日米軍施設・区域外の公共の場における午前0時から午前5時までの飲酒の禁止、
 - ③ 一定の階級以下の者の午前1時から午前5時までの外出の禁止、
 - ④ 一定の階級以下の者の午後10時から午前5時までの施設・区域外への外出の際の同伴者（リバティ・バディ）の義務付けなどが規定されています。

Q11. 一時展開の当分の間、外出や飲酒可能な時間を1～2時間、短縮できないですか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍人については、他の在日米軍関係者と同様、基地外での活動を行うにあたっての事前研修や外出制限等の内容を含んだ「在日米軍の勤務時間外行動の指針（リバティ制度）」に服することとなります。米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。他方、防衛省としては、今般の一時展開において、米軍関係者に対し、リバティ制度で課された以上の外出制限等を求めることは難しいと考えておりますが、防衛省が鹿屋航空基地内に設置する現地連絡所の職員等による市内の繁華街を中心とした巡回パトロールの実施を計画しています。今後、具体的な米側の勤務態勢を踏まえながら地元と相談しつつ柔軟に進めてまいりたいと考えておりますが、現段階においては、巡回要員として現地連絡所の職員及び地元の事情に明るい非常勤職員を雇用し、2班（4名）体制での実施を計画しているところです。
- また、防衛省として、地域と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に設置する現地連絡所に通訳要員を含めた職員を配置するとともに、事件・事故が発生した場合などでも、24時間電話連絡等がとれる体制をとり、しっかりと対応していく考えです。

Q12. 米軍関係者の宿泊施設は、何カ所に分散して、それぞれ何人宿泊しますか。滞在期間中に宿泊先を変更する場合がありますか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者の宿泊先については、展開する米軍関係者が150～200名程度であるという規模を踏まえれば、複数のホテルに分散して宿泊することが想定されますが、具体的には、今後決まっていくこととなります。

Q13. 米軍関係者の宿泊施設は公表できますか。

- 具体的な宿泊場所については、米側と民間事業者の商取引に関する事柄であるため、お答えできないことをご理解ください。

Q14. 基地外で宿泊した場合、市民とのトラブルが危惧されます。トラブルを未然に防止するため、基地内の広場を利用して、例えば災害仮設住宅などを建設し、基地内で宿泊できるようにできませんか。

- 宿泊・食事については、展開する米軍関係者が150～200名程度であること等を考慮した上で、鹿屋航空基地において、米軍による一時展開に必要な要員に対する宿泊・食事の提供はできないことを確認しました。
- その上で、現地調査において、鹿屋航空基地周辺に、十分な数の宿泊施設が存在することが確認できたことから、米軍関係者は全員基地の外の宿泊施設に滞在することとしたいと考えています。
- 一時展開の期間が1年間に限定されていることや、鹿屋航空基地内に150～200名程度という規模の仮設住宅を整備するスペースを確保することが必要となること、また、基地周辺の宿泊施設の状況等を踏まえ、基地内に150～200名程度の米軍関係者を生活させるための仮設住宅を整備するのではなく、鹿屋航空基地周辺に所在する十分な数の宿泊施設を利用させていただきたいと考えています。
- 米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。

Q15. 宿泊に係る費用で、基地内に宿泊施設や食事ができる簡易な施設などを整備できると思われ、足りない場合は鹿屋市から負担金を徴収するなど様々な方法があると思われませんが、基地内に居住施設を整備できませんか。

- 宿泊・食事については、展開する米軍関係者が150～200名程度であること等を考慮した上で、鹿屋航空基地において、米軍による一時展開に必要な要員に対する宿泊・食事の提供はできないことを確認しました。
- その上で、現地調査において、鹿屋航空基地周辺に、十分な数の宿泊施設が存在することが確認できたことから、米軍関係者は全員基地の外の宿泊施設に滞在することとしたいと考えています。
- 一時展開の期間が1年間に限定されていることや、鹿屋航空基地内に150～200名程度という規模の仮設住宅を整備するスペースを確保することが必要となること、また、基地周辺の宿泊施設の状況等を踏まえ、基地内に150～200名程度の米軍関係者を生活させるための仮設住宅を整備するのではなく、鹿屋航空基地周辺に所在する十分な数の宿泊施設を利用させていただきたいと考えています。

Q16. 昼夜関係なく市中で自由に行動することになりますか。自家用車を使いますか。行動制限をかけられませんか。行動をどのように把握しますか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍人については、他の在日米軍人と同様、基地外での活動を行うにあたっての事前研修や外出制限等の内容を含んだ「在日米軍の勤務時間外行動の指針（リバティ制度）」に服することとなります。
- その上で、米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の習慣や法律について教育を行うとともに、派遣中においても、事件・事故が発生することがないように徹底して管理するとしています。防衛省から米側に対しても、MQ-9の我が国への一時展開期間を通じ、規律やモラルを守った行動を継続的に求めていく考えです。
- なお、米軍関係者の基地外での移動については、他の在日米軍施設・区域基地における場合と同様に、公共交通機関、公用車両及びレンタカーを利用することが想定されますが、通勤時については、米側の勤務態勢等も踏まえつつ、マイクロバスの運行も含め調整してまいります。

- 防衛省として、地元と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に現地連絡所を設置し、通訳要員を含めた職員を配置します。お困り事やご不安な点があれば、現地連絡所にご相談いただくことを想定しています。

Q17. 米軍関係者を店舗等に案内する案内役やガイド役を付けられないですか。

- 米軍関係者は、全員が日本語を話せるわけではありませんが、米側は、MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者全てに対し、我が国の文化・習慣や法律について教育を行います。
- また、防衛省として、地元と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に現地連絡所を設置し、通訳要員を含めた職員を配置します。お困り事やご不安な点、宿泊や飲食等の関係者からのご意見やご懸念につきましても、現地連絡所にご相談いただくことを想定しています。

Q18. 医療については、基地内で行いますか。米軍関係者のドクターは来ますか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者の医療について、軽度の病気や負傷については米軍の医療担当が手当するものの、医療担当が対応できない場合には鹿屋航空基地周辺の医療機関を利用することを想定しています。

Q19. 基地外の病院を受診することはありますか。もし、そうであれば薬の量など、体格の違いで同じ処方できない可能性がありますか。

- MQ-9の一時展開に伴い我が国に派遣される米軍関係者の医療について、軽度の病気や負傷については米軍の医療担当が手当するものの、医療担当が対応できない場合には鹿屋航空基地周辺の医療機関を利用することを想定しており、その際には、米軍関係者も、日本人と同様の医療サービスを受けることとなります。

Q20. コロナ対策として米軍関係者は、PCR検査や抗原検査を実施した上で、来られますか。

- 政府としては、日米合同委員会の下に本年設置した「検疫・保健分科委員会」も活用しつつ、感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けて、日米間の連携を一層強化してきました。

- その上で、米軍関係者は、感染状況に応じた日本政府の最新の水際措置を踏まえ、我が国に入国します（出国前72時間以内の検査等を実施）。また、展開先においては、マスクの着用等周辺自治体で取られている対策に沿った対応を取ります。

Q21. 米軍関係者が来日後、コロナ対策をどのように対応しますか。具体的に示してください。

- 政府としては、日米合同委員会の下に本年設置した「検疫・保健分科委員会」も活用しつつ、感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けて、日米間の連携を一層強化してきました。
- その上で、米軍関係者は、感染状況に応じた日本政府の最新の水際措置を踏まえ、我が国に入国します（出国前72時間以内の検査等の実施）。また、展開先においては、マスクの着用等周辺自治体で取られている対策に沿った対応を取ります。

Q22. 一時展開後に米軍関係者が、コロナ感染した場合は、どのような対応になりますか。また、感染者の行動履歴等について、把握はできますか。

- 一時展開期間中に、米軍関係者から新型コロナウイルスの感染が疑われる体調不良者が確認された場合、当該体調不良者及びその濃厚接触者は、米軍の輸送手段により鹿屋航空基地外の米軍施設に搬送することを想定しています。
- また、新型コロナウイルスの感染が確認された場合、感染者の情報については、現地の保健所と適切に連携し、情報共有を図ります。

Q23. 米軍関係者は、宿泊先で日常生活を送ることで、コンビニや飲食店、病院などを利用されると思われますが、支払方法は、どのようになりますか。

- 米軍関係者は、日常生活に際して鹿屋航空基地外の飲食店や商業施設等を利用することとなりますが、その際、現金（日本円）やクレジットカード等を用いて支払を行うことを想定しています。

Q24. 米軍関係者は基地内で日本円（現金）への換金できますか。それとも基地外の金融機関になりますか。

- 米軍関係者は、鹿屋航空基地内外のATM等を活用し、日本円を入手することを想定しています。

4. 現地連絡所について

Q 1. 公務外での飲食、車の運転など基地外での行動があります。仮に市民とのトラブル、事件や事故が発生した場合、警察への連絡はもちろんですが、現地事務所や防衛省などへの連絡体制は、どのようになりますか。また、どのように対処されますか。

- 防衛省として、地域と連携し、現場での速やかな調整・対応ができるよう、鹿屋航空基地内に設置する現地連絡所に通訳要員を含めた職員を配置するとともに、事件・事故が発生した場合などでも、24時間電話連絡等がとれる体制をとり、しっかりと対応していく考えです。
- また、万が一、米軍関係者による事件・事故が発生した場合には、米側からの情報収集に努めるとともに、関係自治体等への情報提供に努めるほか、米側に適切な対応をとるよう求めるなど適切に対応してまいります。

Q 2. 現地連絡所の機能は具体的にどういったものですか。

- 現地連絡所は、今般の米軍MQ-9の一時展開に際して米軍と地域コミュニティの円滑な連携を図るために設置するものです。鹿屋航空基地内に設置された現地連絡所において勤務する職員は、関係自治体、米側、鹿屋航空基地等との各種連絡調整、住民からの問い合わせ対応等に従事するとともに、警察や関係自治体等と連携しつつ、米軍関係者による事件・事故の発生時における初動対応や米軍関係者によるトラブルの未然防止策として、市内の繁華街を中心とした巡回パトロール実施を計画しています。今後、具体的な米軍の勤務態勢を踏まえながら地元と相談しつつ柔軟に進めてまいりたいと考えていますが、現段階においては、巡回要員として現地連絡所の職員及び地元の事情に明るい非常勤職員を雇用し、2班（4名）体制での実施を計画しているところです。

また、地元の皆様のご要望も踏まえつつ、地元との交流を促進するための各種プログラムの企画、支援等も行っていく考えです。

Q 3. 現地連絡所に置く職員は何人で、どのような職員を配置されますか。

- 現地連絡所は、開設当初は防衛省の職員約10名程度を配置する考えです。当該連絡所は、関係自治体等との連絡調整等に従事する職員、米軍関係者による事件・事故の初動対応等に従事する職員、米側との渉外業務等に携わる職員等により構成されます。

Q 4. 現地連絡所を基地外にも設置できないですか。

- 現地連絡所は、関係自治体との連絡調整のほか、米軍、鹿屋航空基地等との各種調整、住民からの問い合わせ対応等に従事するとともに、警察や関係自治体等と連携しつつ、24時間電話連絡等がとれる体制をとることにより、米軍関係者による事件・事故の発生時における防衛省の初動対応を一元的に実施します。このため、現地連絡所の設置場所につきましては、米軍及び鹿屋航空基地所属海自部隊等との連携の観点から、鹿屋航空基地内が適切と考えています。

Q 5. 現地連絡所を核として、宿泊所など関係者との連絡会議を設置する考えはありますか。

- まずは、宿泊及び飲食等の関係者の皆様のご意見を伺ってまいる考えです。その上で、関係者の皆様と調整してまいりたいと考えています。

Q 6. 現地連絡所の機能として、登下校時の通学路立哨や夜間のパトロールなど、事故処理だけでなく、事件の未然防止の取組ができませんか。

- 米軍関係者によるトラブルの未然防止及び米軍関係者による事件・事故を発見した場合における警察等への通報を目的とした、現地連絡所の職員等による市内の繁華街を中心とした巡回パトロールの実施を計画しています。今後、具体的な米側の勤務態勢を踏まえながら地元と相談しつつ柔軟に進めてまいりたいと考えていますが、現段階においては、巡回要員として現地連絡所の職員及び地元の事情に明るい非常勤職員を雇用し、2班（4名）体制での実施を計画しているところ です。